

令和6年度（2024年）定額減税について

「令和6年（2024）度税制改正大綱」において、2024（R6）年に実施される「所得税・住民税の定額減税」が決定され、この6月に実施が予定されています。今回はその概要についてご紹介しますが、**相当程度の給与計算事務が必要になる**ことについて、留意が必要です。

制度の目的と概要

今回の所得税・住民税の定額減税は、税制改正大綱によると「賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレイン드의払拭と好循環の実現に繋げていく」ために行われます。

1. 定額減税の対象者

所得税・住民税ともに「2024（令和6）年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下」の居住者が対象となります。但し、個人住民税は前年の所得に対して課税されるため、2023（令和5）年分の所得金額により対象者が各市区町村により判定されます。
（所得1,805万円以下：給与所得のみの場合、給与＋賞与が2,000万円以下の場合に対象）

2. 減税（特別控除）の金額

日本に居住する本人＋扶養家族（同一生計配偶者＋扶養親族）に対して、**所得税3万円/1人＋住民税1万円/1人＝計4万円/1人が減税**となります。
（減税額がその本人の税額を超える場合は、その税額が限度となります）。



従って、本人＋配偶者＋子供1人の計3人家族の場合、4万円×3人＝計12万円が、所得税と個人住民税の特別控除（減税）の上限額となります。

3. 定額減税の実施時期

- ① 給与所得者：2024（R6）年6月1日以降の給与等に係る源泉徴収税額から特別控除（減税）
※6月で特別控除（減税）しきれない分は次月以降に順次控除を行います。
- ② 事業所得者：第1期予定納税額（7月頃）から本人分の特別控除（減税）。
※予定納税が無い場合、確定申告時に控除
- ③ 年金受給者：2024（R6）年6月1日以降の公的年金から順次、特別控除を実施



4. その他

今回の定額減税（特別控除）は2024（R6）年6月1日時点の状況で対象者の判定と、控除額の算定を行います。その対象者（配偶者・扶養親族）の把握のため、**5～6月において「定額減税のための申告書」等を所属する役員・従業員に配布・回収して状況把握する必要があります**。一般企業では、通常11月頃に「扶養控除等申告書」等で控除対象配偶者、扶養親族等を把握して年末調整を行いますが、それとは別に資料配布・回収、給与等の源泉徴収の調整作業が必要となります。

留意点

今回の特別控除（減税）の対応は、原則6月1日以降の給与等で特別控除（減税）が行われ、**年末調整（または2024（R6）年分の確定申告）において最終的な調整**が行われます（所得税分）。特別控除（減税）の所得制限である「1,805万円（給与等の収入2,000万円）」を超えるか否かは年度途中では判定が困難なので、所得制限を超える可能性の高い人であっても2024（R6）年6月以降の月々の定額減税（特別控除）を事務的に実施し、年末調整または確定申告で調整を行うこととなります。※扶養親族等の移動があった場合の最終調整も同様に年末調整・確定申告で行います。

参考：国税庁 特設サイト (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)。

@3月の予定

- 3/11・2月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 4/1・1月決算法人の確定申告
- ・4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

